

令和7年度私立学校 授業目的公衆送信補償金助成事業のご案内

ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、授業の過程で著作権が及び著作物の利用を行う場合に学校が負担する授業目的公衆送信補償金に係る経費の一部を助成します。

◇助成対象学種◇

都内の私立小学校、中学校、高等学校（全日制課程・定時制課程）、専修学校（高等課程・専門課程）

◇助成対象経費◇

当該年度に実施される授業の過程で著作権が及び著作物の利用を行う場合に学校が負担する著作権法第35条第2項が規定する授業目的公衆送信補償金額

◇助成率◇

2分の1以内



◇助成対象事業の実施時期◇

令和7年4月1日から令和8年2月28日までに一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）へ授業目的公衆送信補償金の支払いが完了するもの

◇申請期間◇

令和7年9月1日（月）～10月3日（金）消印有効

※授業目的公衆送信補償金規程第4条に基づく申請による場合は

令和8年1月5日（月）～1月30日（金）消印有効

申請書等を作成の上、郵送またはオンラインにてご申請ください。様式は当財団ホームページからダウンロードできます。オンライン（Jグランツ）申請については、改めて財団ホームページ等で周知いたします。

◇助成金の交付決定、交付の時期◇

助成金交付決定通知書送付：令和8年3月中旬（予定）

助成金交付：令和8年3月下旬（予定）

事業内容の詳細は、財団ホームページ内に掲載のしおりをご覧ください。また、個別事前相談を実施しております。ご希望がございましたら、是非お申込みください。その他ご不明な点については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

◇お問合せ先◇



URL <https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

私学財団 助成事業

検索

公益財団法人東京都私学財団 振興部振興課

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ11階

☎03-5206-7923

振興課専用FAX: shinko-joseikin@shigaku-tokyo.or.jp